

令和3年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月9日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 発委第 1 号 八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 5 号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 6 号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 7 号 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について
- 日程第10 議案第 8 号 令和3年度八雲町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 9 号 令和3年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第16号 令和3年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第17号 令和3年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 日程第15 報告第 2 号 専決処分の報告について（町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について）
- 日程第16 報告第 3 号 専決処分の報告について（町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について）
- 日程第17 報告第 4 号 令和2年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第18 報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 日程第19 発委第 2 号 八雲町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第20 発委第 3 号 八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 発議第 1 号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書
- 日程第22 発議第 2 号 地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書
- 日程第23 発議第 3 号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第24 発議第 4 号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

- 日程第25 発議第5号 同性婚の法制化にむけた議論の開始を求める意見書
 日程第26 発議第6号 2021年度最低賃金改定等に関する意見書
 日程第27 発議第7号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書
 日程第28 発議第8号 国民健康保険税（料）のさらなる負担軽減を求める意見書
 日程第29 発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（13名）

2番 関口正博君	3番 佐藤智子君
4番 横田喜世志君	5番 斎藤實君
6番 大久保建一君	7番 赤井睦美君
9番 三澤公雄君	11番 牧野仁君
12番 安藤辰行君	13番 宮本雅晴君
14番 千葉隆君	副議長 15番 黒島竹満君
議長 16番 能登谷正人君	

○欠席議員（1名）

10番 田中裕君

○欠員（2名）

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	竹内友身君
政策推進課長	川口拓也君	併選挙管理委員会事務局長	
財務課長	川崎芳則君	新幹線推進室長	鈴木敏秋君
住民生活課長	加藤貴久君	会計管理者	阿部雄一君
農林課長	荻本正君	兼会計課長	
併農業委員会事務局長		保健福祉課長	戸田淳君
商工観光労政課長	井口貴光君	水産課長	田村春夫君
環境水道課長	佐藤英彦君	建設課長	藤田好彦君
公園緑地推進室長	佐々木裕一君	落部支所長	佐藤尚君
学校教育課長		教育長	土井寿彦君
学校給食センター長	石坂浩太郎君	学校教育課参事	齊藤精克君
社会教育課長			
兼図書館長	佐藤真理子君	体育課長	三坂亮司君
郷土資料館長			
町史編さん室長			
農業委員会会長	日野昭君	選挙管理委員会委員長	外崎正廣君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	成田耕治君
総合病院副事務長			
総合病院庶務課長	竹内伸大君	総合病院医事課長	石黒陽子君
総合病院地域医療連携課長	長谷川信義君	総合病院地域連医療連携課参事	加藤孝子君
消防長	大淵聡君	八雲消防署長	高橋朗君
八雲消防署庶務課長	堤口信君	八雲消防署予防課長	今村幸一君
八雲消防署警防救急課長	大清水良浩君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君
兼熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	吉田一久君
熊石消防署長	荒谷佳弘君	熊石国保病院事務長	福原光一君

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は13名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより、局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。本日の会議に、町長より報告1件が追加提出されております。

このほかに、議員発議によります意見書案9件及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

本日の会議に、田中裕議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第2、議案第1号 八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第1号、八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

本件は、国の令和3年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について、概要説明書によりご説明申し上げますので、概要説明書の3ページをご覧くださいと思います。

適用期日が、令和3年4月1日、令和4年1月1日、令和6年1月1日及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の4区分となっております。

はじめに、令和3年4月1日適用分からご説明申し上げます。

1、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に係る規定の改正及び、2、条例第36条の3の3、第4項個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶

養親族申告書に係る規定の改正は、議案書 2 ページから 3 ページで、地方税法の改正による

税務関係書類における押印義務の見直しにより、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う条文の整備であります。

3、条例第 53 条の 8 特別徴収税額に係る規定の改正及び、4、条例第 53 条の 9、退職所得申告書に係る規定の改正は、議案書 4 ページから 5 ページで、先程ご説明申し上げました扶養親族申告書の規定の改正と同様に、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止し、また、この退職所得申告書の定義に係る規定へ適用条項を追加することに伴う条文の整備であります。

5、条例第 81 条の 4 環境性能割の税率に係る規定の改正は、議案書 5 ページで、地方税法の改正により、読替規定を対象に追加することに伴う条文の整備であります。

6、条例附則第 10 条の 2 第 3 項から第 20 項、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合に係る規定の改正は、議案書 6 ページから 7 ページで、法律の範囲内で固定資産税の課税標準額の軽減を定めることができる地域決定型地方税制特例措置がまち特例について、地方税法の改正により、適用条項の項ずれ及び削除に伴う条文の整備であります。

7、条例附則第 11 条土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定の改正は、議案書 7 ページから 8 ページで、地方税法の改正により、現行制度の適用期限延長に伴う見出しの整備であります。

8、条例附則第 11 条の 2、令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例に係る規定の改正は、議案書 8 ページで、地方税法の改正により、土地の価格に係る下落修正措置の適用期限を 3 年延長する条文の整備であります。

9、条例附則第 12 条、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正及び、概要説明書 4 ページに移りまして、10、条例附則第 13 条、農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正は、議案書 8 ページから 11 ページで、地方税法の改正により、現行の負担調整措置の適用期限を 3 年延長し、また、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により増加する場合の課税標準額を前年度分と同額に据え置く措置に伴う条文の整備であります。

11、条例附則第 15 条、特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書 11 ページから 12 ページで、地方税法の改正により、特別土地保有税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長する条文の整備であります。

なお、特別土地保有税については、平成 15 年度以降新たな課税を停止しており、直接的な影響はないものであります。

12、条例附則第 15 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定の改正は、議案書 12 ページで、軽自動車税の環境性能割の税率を 1 % 減とする臨時的軽減措置の適用期限を 9 か月延長する条文の整備であります。

13、条例附則第 15 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の改正は、議案書 12 ページから 13 ページで、地方税法の改正により、読替規定を対象に追加することに伴う条文の整備であります

14、条例附則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正は、議案書 13 ページから 15 ページで、軽自動車税種別割のグリーン化特例軽課の見直しにより、50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定し、適用期限を 2 年延長する条文の整備であります。

15、条例附則第 16 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定の改正は、議案書 15 ページで、先程ご説明申し上げました条例附則第 16 条の改正により、適用条項の項ずれに伴う条文の整備であります。

16、条例附則第 25 条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る規定の改正は、議案書 16 ページで、住宅ローン控除の控除期間を 13 年間とする特例について、適用期限を令和 17 年度まで延長し、一定の場合に、令和 4 年末までの入居者を対象とすることに伴う条文の整備であります。

17、改正条例第 2 条における条例第 48 条、条例第 50 条、条例第 52 条、条例附則第 4 条、法人の町民税の申告納付、法人の町民税に係る不足額の納付の手續、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金及び納期限の延長に係る延滞金の特例の規定の改正は、議案書 16 ページから 19 ページで、令和 2 年度税制改正で講じられた令和 4 年 4 月 1 日施行の改正規定について、地方税法の改正により、適用条項の項ずれ及び削除に伴う条文の整備であります。

概要説明書 5 ページをお願いいたします。次に、令和 4 年 1 月 1 日適用分であります。

1、条例第 34 条の 7、寄附金税額控除に係る規定の改正は、議案書 1 ページから 2 ページで、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しにより、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除くことに伴う条文の整備であります。

2、条例附則第 6 条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の改正は、議案書 5 ページから 6 ページで、地方税法の改正により、健康の維持増進及び疾病予防として、処方箋なしで購入できる医薬品の購入費用について、医療費控除の特例が受けられる、セルフメディケーション税制の適用期限を 5 年延長する条文の整備であります。

次に、令和 6 年 1 月 1 日適用分であります。

1、条例第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正、2、条例第 36 条の 3 の 3、第 1 項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定の改正及び、3、条例附則第 5 条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る規定の改正は、議案書 1 ページ、3 ページ及び 5 ページで、扶養控除の対象となる扶養親族から、原則として 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を除くこととされたことにより、非課税限度額の算定等における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う条文の整備であります。

次に、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日適用分であります。

1、条例附則第10条の2、第21項法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る規定の改正は、議案書7ページで、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長することに伴う条文の整備であります。

なお、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律については、現在国会審議中であり、この法律の公布により、本改正規定が適用されるものであります。

以上が八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。

議案書の1ページから21ページの改正条例の各規定については、ただいまご説明申し上げました概要説明の内容のほかは、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第1号、八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（斎藤 實君） 議長、斎藤。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○5番（斎藤 實君） 一点だけちょっともう少し詳しく説明願いたいと思います。

5ページですね、第5条の中に、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると。これは先ほど後段の中で説明ありましたけれども、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時18分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） すみません。ちょっと時間がかかりました。

今回のですね、第5条のところに規定されております、個人の町民税の所得割の非課税の範囲ということで、元々ですね、この部分については、扶養親族の定義の部分だったんですけれども、年齢16歳未満の方についても、住民税の控除対象ということであったんですけれども、今回は別なところで国外居住親族の取扱いということでも扶養控除の対象が新たに変わったということで、ここで新たに改正案として示されているということで、中身については特に変わっていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ないようですので、質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3、議案第2号 八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは議案第2号、八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書22ページをお開き願います。この度の改正は、令和3年度税制改正の大綱における税務関係書類への押印義務の見直しに伴い、地方税法に基づき、固定資産の価格に関する不服審査の手続き等を規定しております。八雲町固定資産評価審査委員会条例について、納税者等の負担軽減と利便性の向上、手続きの効率化を図るため、審査申出書等の書面への署名及び押印を廃止しようとするものであります。

議案書の中身ですが、第4条は、審査申出書に対する審査申出人の押印を廃止するため、第4項を削り、以下の項を繰上げるものでございます。

第7条、第3項は、審査申出人の口頭による意見陳述があった場合に作成する調書に対し、意見を聞いた委員及び調書を作成した書記の署名押印を廃止するものでございます。

第8条、第5項は、口頭による証言に代えて、口述書を提出する場合の提出者の署名押印を廃止しようとするもので、同条第8項は、口頭審理を行った場合に作成する調書に対し、審理を行った委員及び調書を作成した書記の署名押印を廃止するものであります。

23ページをお願いいたします。第9条、第2項は、実地調査を行った場合に作成する調書に対し、調査を行った委員及び調書を作成した書記の署名押印を廃止するものであります。

第10条、第2項は、審査委員会の議事について作成する調書に対し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記の署名押印を廃止するものであり、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第4、議案第3号 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第3号、八雲町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書24ページをお開き願います。この度の改正は、昨年新たに規定を設けました新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、令和3年度においても国の財政支援が行われることとなったことから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容について、ご説明いたします。附則第11項は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定で、減免の対象となる保険料の納期限を、令和4年3月31日に改めるものであります。

同項第1号及び25ページの第2号、ア及びイの改正は、国の基準の表記に合わせて改正するものであり、改正前後で実質的な違いはありません。

改正附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、改正後の附則第11項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用しようとするものであり、第2項は、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る、改正後の附則第11項の規定の適用については、同項第2号イ中、令第22条の2第1項とあるのは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令、第7条の規定による、改正前の令第22条の2第1項とするものであります。

以上、議案第3号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 発委第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第5、発委第1号 八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長、議会運営委員会委員長。

○議長（能登谷正人君） 千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 発委第1号、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について、提案説明をいたします。

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定により、その発行は任意性とされているところでありますが、当町においては、本年10月22日任期満了に伴う町議会議員選挙及び町長選挙が予定されております。

有権者が候補者を選ぶ際の判断材料として、また、新型コロナウイルスの影響から、これまで同様の選挙運動を行うことが困難になることが想定されることを踏まえて協議した結果、候補者の政策等を有権者に周知する新たな方法として、選挙公報を発行することを定めた条例を提案するものでございます。

条例の内容は、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行することや、掲載文は原文のまま選挙公報に掲載すること、掲載の順序についてはくじ引きで決定すること、選挙公報の配布については新聞折込みその他これに準ずる方法により選挙の期日の前日までに配布すること、選挙公報を役場そのほか適当な場所に備え置く等の補完措置を講ずることなどを定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑には入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第6、議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(藤田好彦君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(藤田好彦君) それでは、議案第4号、工事請負契約の締結についてを、ご説明いたします。

議案書26ページをお開き願います。本件は、相沼地区地域会館新築工事の建築主体工事について、5月27日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、相沼地区地域会館新築工事建築主体で、工事内容は、熊石相沼地区の地域会館の新築で、木造平屋建、床面積318.82㎡であります。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月27日執行したもので、3、契約の金額は8,085万円。

4、契約の相手方は、原田・熊谷特定建設工事共同企業体、代表者二海郡八雲町立岩66番地8、有限会社原田工務店、代表取締役原田英行であります。

5、工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6、契約の締結の時期は、令和3年6月中で、本定例会において、議決をいただいたのちといたし、工期につきましては、契約日より令和3年12月29日まであります。

以上で、議案第4号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく願います。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7、議案第5号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） それでは議案第5号、財産の取得についてをご説明いたします。

議案書 27 ページをご覧ください。本件は、除雪作業車輛として使用する、除雪ドーザ 8 t 級の購入について、5月20日に入札を執行し、5月25日付け仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、財産の種類及び数量は、除雪ドーザ 8 t 級、1台であります。

2、取得の方法は、契約の定めるところによるもので、納期は令和4年1月31日であります。

3、取得金額は 1,309 万円で、4、契約の相手方は、北広島市大曲工業団地 1 丁目 6 番地、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー、社長山原茂樹であります。

以上で、議案第5号、財産の取得についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8、議案第 6 号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防警防救急課長（大清水良浩君） 議長、警防救急課長。

○議長（能登谷正人君） 消防警防救急課長。

○消防警防救急課長（大清水良浩君） 議案第 6 号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書 28 ページでございます。本件は、平成 2 年に購入した八雲消防団西分団消防ポンプ自動車 30 年を経過し、車体の老朽化と故障、修理の頻度も多く、年々各種部品の調達も難しくなっている状態にあり、消防活動に支障をきたしていることから更新しようとするものです。この車両を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、去る 5 月 25 日 5 社により指名競争入札を執行いたしました。取得する財産の種類及び数量は、消防ポンプ自動車 1 台であります。取得の方法は契約の定めるところにより行い、取得の金額は 3,562 万 9,000 円であります。契約の相手方は、札幌市東区苗穂町 13 丁目 2 番 17 号、株式会社北海道モリタ、代表取締役岩村純一であります。

なお、本会議の議決をいただいたあと、契約を締結いたしまして令和 4 年 2 月 14 日納車予定であります。以上、簡略ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ただいま、呼び名、大変失礼いたしました。警防救急課長を係長と呼んでしまいました。大変失礼いたしました。訂正しお詫びを申し上げます。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9、議案第 7 号 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第7号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について、ご説明いたします。議案書29ページをお願いいたします。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第5条に規定する辺地対策事業債を活用するに当たり、辺地に係る財政上において、新たに総合整備計画を策定する必要があるほか、現時点での各事業の執行計画における事業費及び辺地債の充当可能額などが、現行の辺地総合整備計画に登載の各事業の計画額を上回ることから辺地総合整備計画の策定・変更をする場合、同法第3条第4項及び同条第8項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を得る必要があり、その協議が令和3年5月10日付で整ったことから、同法同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

はじめに、本法律、辺地対策事業債の概要についてご説明いたします。辺地対策事業債は、過疎対策事業債と同様に公共的施設の整備に係る財源として認められる地方債であり、交通や生活条件が他と比べて恵まれない辺地な地域に限定されるもので、辺地対策事業債を利用しようとする場合は、辺地ごとに総合整備計画の策定及び変更が必要とされ、議会の議決後、総務大臣へ提出することとなります。

それでは、今回策定及び変更しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。議案書30ページ上段の表をお願いいたします。

最初に策定しようとする辺地総合整備計画は、山崎地区で設定する山崎辺地であり、令和3年度から令和7年度にかけて辺地対策事業債を活用しようとするもので、具体的には令和6年度に消防ポンプ自動車を整備する消防車両整備事業、令和5年度から山崎宮前橋の修繕整備をする山崎宮前橋長寿命化事業、令和3年度から営農飲雑用水施設として管路整備する中山間地域総合整備事業の3事業を実施するもので、事業費計は5,802万3,000円に対し、辺地債5,070万円を利用しようとするものであります。

次に変更しようとする辺地総合整備計画は、同じく議案書30ページ下段の表となりますが、1か所の辺地に係る平成29年度から令和3年度にかけて辺地対策事業債を活用して整備しようとする事業、また、議案書31ページから32ページにかけての3か所の辺地に係る令和2年度から令和6年度にかけて辺地対策事業債を活用して整備しようとする事業で、表内の括弧内に記した事業費及び財源内訳の数値が変更後でございます。

議案書30ページ下段の表にお戻り願います。第1に上八雲、富咲、鉛川地区を一体で設定する上八雲辺地であり、4段目、道路・仁八橋長寿命化事業は、令和3年度上八雲地区の咲来線に係る仁八橋の修繕整備であり、事業費2,650万円に対し、辺地債1,010万円を活用するものとして、新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。

議案書31ページをお願いします。

第2に落部、入沢、栄浜地区を一体で設定する落部辺地であり、3段目、道路・川向橋長寿命化事業は、令和4年度から6年度に計画する落部地区川向3号線に係る川向橋の修繕整備であります。工事単価等の変更により、現時点において計画事業費に乖離が生じ

ており、事業費を7,750万円から9,500万円に、辺地債を2,960万円から3,640万円に変更しようとするものであります。

次に5段目、道路・落部跨線橋長寿命化事業は、令和4年度・6年度に計画する落部栄浜線に係る落部跨線橋の修繕整備であります。事業費2,800万円に対し、辺地債1,060万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

次に6段目、経営近代化施設・中山間地域総合整備事業は、令和3年度の入沢地区用水路整備であります。事業費131万7,000円に対し、辺地債90万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

第3に熊石関内町と熊石西浜町一体で設定する熊石関内辺地であり、1段目、道路・関内橋長寿命化事業は、令和3年度・4年度に計画する関内原野線に係る関内橋の修繕整備であり、事業費3,050万円に対し、辺地債1,170万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

次に2段目、道路・はしごの沢橋長寿命化事業は、令和4年度・6年度に計画する関内原野線に係る、はしごの沢橋の修繕整備であり、事業費1,300万円に対し、辺地債490万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

次に3段目、集会施設・地域会館新築事業は、令和5年度から6年度に計画する関内地区地域会館整備であり、工事単価の変更等により、現時点において計画事業費に乖離が生じており、事業費を9,284万1千円から1億1,815万7千円に、辺地債を9,270万円から1億1,590万円に変更しようとするものであります。

議案書32ページをお願いします。第4に熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、2段目、経営近代化施設・農地耕作条件改善事業は、令和4年度から6年度に計画する折戸野々畑線の排水路整備であり、事業費3,653万円に対し、辺地債760万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

次に4段目、消防施設・消防格納庫整備事業は、令和2年度から3年度に計画する相沼地区消防格納庫整備であり、令和2年度は国から示された辺地債の配分が町の要望額より減額され、辺地債を活用できず、現計画には未掲載でありましたが、2か年目の事業として、事業費3,480万1千円に対し、辺地債3,470万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

最後になりますが、6段目、道路・冷水橋長寿命化事業は、令和4年度から5年度に計画する泊川冷水線に係る冷水橋の修繕整備であり、事業費1,300万円に対し、辺地債490万円を活用するものとして、新たに追加変更しようとするものであります。

以上で、議案第7号、辺地に係る総合整備計画の策定及び変更についての説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑にはいりません。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10、議案第 8 号 令和 3 年度八雲町一般会計補正予算第 3 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 8 号、令和 3 年度八雲町一般会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。

議案書 33 ページをお願いいたします。このたびの補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 5 億 5,186 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 148 億 4,619 万 9 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 43 ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目企画調査費 1,453 万 9 千円は、現在、道と沿線自治体の補助金により、函館バス株式会社が運行している江差・八雲間の路線バスについて、令和 3 年 10 月 1 日から熊石・八雲間を町単独による予約バスへと移行するため、その半年間の運行経費及び車両購入に伴う補助金 1,437 万 4 千円のほか、周知用チラシ印刷製本費 16 万 5 千円を追加しようとするものであります。

12 目地域振興対策費 250 万円の追加は、コミュニティ事業助成金で、熊石地域の館平町内会が所有する、山車の改修整備費に助成しようとするもので、整備されてから 65 年以上が経過し、山車全体の劣化が著しいことから、改修を行うにあたり、一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用しようとするもので、この程、助成が決定したことから、予算補正し、整備しようとするものであります。

4 項選挙費 3 目町長及び町議会議員選挙費 24 万 8 千円の追加は、先ほど可決されました発委第 1 号、八雲町議会議員及び八雲町長選挙における選挙公報の発行に関する条例により、選挙公報の作成、配布にかかる経費を追加しようとするものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目高齢者福祉費 93 万 5 千円の追加は、介護保険事業特別

会計繰出金であり、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

5目社会福祉施設費 89万5千円の追加は、アイヌ文化伝承活動の拠点である東部生活館において、小学生を対象とした、子供向けアイヌ語の学習や歴史を学ぶビデオ上映会の開催に対し、この程、国のアイヌ政策推進交付金の交付決定の内示を得られたことから、上映会機材備品購入費 87万1千円のほか、募集周知用事務経費を追加しようとするものであります。

議案書 45 ページをお願いします。2項児童福祉費 2目児童措置費 1,249万5千円の追加は、放課後児童健全育成事業の基準額の改正及び新たな障がい児の受入に伴い、予算に不足が生じる見込みであるため、18節に補助金 247万4千円を追加しようとするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、ひとり親世帯を除く住民税非課税の子育て世帯の児童一人当たりに対し、国の施策により、5万円の給付金を支給するもので、19節に子育て世帯生活支援特別給付金 990万円のほか、10節需用費及び11節役務費に事務経費を追加しようとするものであります。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費 64万8千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響から、昨年度の健診受診者数が減少している状況を受け、町民の疾病による重症化の防止と健康維持を図るため、住民健診の受診枠の拡大に伴う住民健診委託料 21万3千円のほか、健康管理システム改修業務委託料 42万4千円など、事務経費を追加しようとするものであります。

7目病院事業費 4億6,700万円の追加は、八雲総合病院の相生医師住宅及び用地購入における病院事業会計繰出金であり、詳細については、当該事業会計の補正予算議案で、ご説明いたします。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費 1,123万3千円の追加は、強い農業・担い手づくり総合支援事業であり、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、農業者が経営基盤を確立し、経営の発展を目的に農業機械等の取得に対する国の支援であり、取得費の3割が補助されるもので、この程、国の補助金の内示を受け、熊石地区の担い手に対し、トラクター及びシードドリルの取得について、支援が認められたことから、補助金 984万1千円を追加しようとするほか、畑作構造転換事業は、馬鈴薯などの畑作営農の大規模化に伴う労働力確保や異常気象による農業生産被害が喫緊の課題から、本年度は、昨年度に引き続き、八雲馬鈴薯生産部会が馬鈴薯の生産力向上を図るため、罹病率の低い種芋の供給に向けた取り組みを行うもので、この程、補助金の内示が得られ、国及び北海道の支援が認められたことから、補助金 139万2千円を追加しようとするものであります。

4目畜産業費 52万5千円の追加は、消費・安全対策事業であります。家畜の伝染性疾病的予防、まん延防止など、具体的には伝染性リンパ腫抗体検査など、八雲町家畜伝染病自衛防疫組合が自主的に取り組む事業に対し、国の消費・安全対策事業を申請していたところ、承認が得られ、その補助金の内示相当額について、予算計上するものであります。

2 項林業費 2 目林業振興費 863 万 4 千円の追加は、高性能林業機械整備事業であります。本事業は、将来に向けた生産性の高い森林施業の構築を図る事業への国の支援であり、この程、補助金の内示を受けたことから予算を追加し、事業実施しようとするものであり、本年度は、山越郡森林組合が導入しようとする、高性能林業機械グラブソー 1 台について、その事業費の 3 分の 1 相当の補助金が認められたものであります。

議案書 47 ページをお願いいたします。

7 款 項商工費 目商工振興費 345 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年 5 月開催の熊石あわびの里フェスティバルについては、昨年度に引き続き、開催中止となり、イベントでの供給を予定していた養殖あわびについて、町内飲食事業や宿泊事業者のほか、本年度は一般町民へも格安で販売し、地産地消による消費拡大と漁業者の経営の安定を図るもので、あわびの里フェスティバル実行委員会に対する町内産品需要喚起対策支援事業補助金 345 万円を追加しようとするものであります。

9 款 1 項 消防費 3 目 消防施設費は、耐震性貯水槽整備事業であり、40 m³型の耐震性貯水槽を花浦及び落部地区に各 1 基整備するもので、国の補助金申請を行っていたところ、この程、決定通知を受けたことから、工事請負費に 2,756 万 6 千円を追加しようとするものであります。

10 款教育費 4 項社会教育費 5 目郷土資料館費 119 万 9 千円は、平成 31 年 1 月末に閉店した函館市棒二森屋本館正面玄関に設置されていた熊の石像が、八雲町と縁のある根本勲氏の制作によるもので、この度、寄贈されることなどを受け、町の郷土資料館において展示するため、運搬、設置に係る経費を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、5 億 5,186 万 7 千円の追加であります。

続いて歳入でございます。議案書 39 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 1,168 万 6 千円の追加は、歳出でご説明いたしました、アイヌ政策推進交付金対象事業費の 8 割相当の額 71 万 6 千円のほか、放課後児童健全育成事業に対する子ども・子育て支援交付金 94 万 9 千円で、対象経費の 3 分の 1 相当額、また、子育て世帯生活支援特別給付金に対する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 1,002 万 1 千円は、歳出と同額であります。

5 目消防費国庫補助金 548 万 6 千円の追加は、歳出でご説明しました耐震性貯水槽整備事業に係る消防防災施設整備費補助金であり、基準額の 2 分の 1 相当額であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費道補助金 94 万 9 千円の追加は、国庫補助金と同様、放課後児童健全育成事業に対する子ども・子育て支援交付金で、対象経費の 3 分の 1 相当額であります。

4 目農林水産業費道補助金 2,039 万 2 千円の追加は、歳出でご説明しました、強い農業・担い手づくり総合支援事業、畑作構造転換事業、消費・安全対策事業及び林業成長産業化地域創出モデル事業に対する補助金で、歳出と同額でございます。

19 款繰入金 1 項基金繰入金 2 目ふるさと応援基金繰入金 4 億 6,700 万円の追加は、病院事業会計への繰出金に要する財源として計上したものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金 2,185 万 4 千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

議案書 41 ページをお願いいたします。

21 款諸収入 5 項 7 目雑入 250 万円の追加は、歳出でご説明しました、館平町内会が所有する山車の改修整備費に対する自治総合センターコミュニティ事業助成金 250 万円であります。

22 款 1 項町債 4 目消防債 2,200 万円の追加は、歳出でご説明しました耐震性貯水槽整備事業に対応するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 5 億 5,186 万 7 千円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書 36 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債の補正は、追加で、耐震性貯水槽整備事業 2,200 万円であります。

以上で、議案第 8 号、令和 3 年度八雲町一般会計補正予算第 3 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○14 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 44 ページの 2 款総務費 1 項総務管理費の 2 目企画調査費の部分で、熊石・八雲間予約バス運行事業補助金なんですけれども、これは半年分の計上ということなんですけれども、ということは単純計算して、次年度以降はこの倍額になるのかということが 1 点と、1,437 万 4 千円の人件費等も含めた内訳についてご説明願いたいということと、それから 47 ページの 7 款商工費 1 項商工費の 2 目商工振興費の町内産品需要喚起対策支援事業補助金のあわびの関係なんですけれども、この関係について、事業者さんと今回は個人にも購入していただくという話を聞いていましたけれども、個人と事業主さんにそれぞれ価格をですね、1 個いくらで販売しようとしているのか伺いたいと思います。

それと 10 款の教育費 4 項の社会教育費の 5 目郷土資料館費ですけれども、運搬費ということで、根本勲さんの美術品を寄贈するということでしたけれども、委員会でもお話ししたんですが、そもそも根本勲さんの作品ですね、どれくらいの評価額なんですかって質問したんですけれども、その時点では評価額はわからないという答弁ですけれども、寄贈後も評価額はわからないということではよろしいのでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（能登谷正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 私のほうからですね、八雲・熊石間のデマンドバスの予算の関係を説明させていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、この度補正予算に計上させていただきましたのは、町の会計年度期間に合わせまして、令和3年10月からの運行開始から、令和4年3月までの半年分の運行経費の計上でございます。

それで、翌年度でございますけれども、その部分は議員おっしゃるとおり、この運行経費のこの度の倍になるようなかたちでございますけれども、この度のこの半年の計上の中にはですね、運行経費プラス10月1日から当然運行には車両が必要でございますので、車両経費おおよそ511万7千円が加算されたものでございます。

また、この運行経費の計上の基礎単価でございますが、国の運輸支局で定められています運賃単価がございます。これは時間単価でございますが、30分4,620円でございます。おおよそ1往復2時間半程度かかるような想定をしておいて、半年間の1往復おおよそ、その5倍ということで23,100円、これに半年間のおおよそ高校生の方が毎日往復してございますので、その往復数、また予約バスというかたちで取り扱う予定でございますので、すべて予約で運行するとは想定できませんので、その部分でおおよそ稼働率25%というかたちで、往復数を乗じまして、運行経費からさらに当然高校生の運賃分を歳入として受け入れますので、その分を差し引いて、トータル925万7千円というかたちで計上しているところでございます。よろしくお願いたします。

○産業課長（吉田一久君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは、町内産品需要喚起対策支援事業ということで、今年度あわびの里フェスティバルで販売予定しておりましたあわびを、町内の飲食店等の事業者、それと今年は個人のほうにも販売を予定してございまして、それぞれの販売価格でございますが、町内飲食店等の業者さんに販売する分につきましては1個150円、個人につきましては1個250円を予定してございます。以上でございます。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 10款教育費4項社会教育費の運搬費についてのご質問でございますが、こちら函館から木彫り熊の石像の運搬ということでございまして、文厚委員会でもございました、委員からの評価額はどのようだとご質問いただいた件でございますが、現在、函館のほうの棒二森屋の解体の準備組合のほうに紹介させていただいておりますけれども、今の時点では記録自体が残っているかという疑問もあるようでございまして、その辺の確認がですね、今のところなかなか難しい状態でございますけれども、これから一体になるのか二体寄贈いただけるのかというところが向こうでも議論ございます。そちらのほうを確定された時点でもですね、どのようなものがあるかということを私ども確認と言いましょうか、伺うようなことをまた重ねていきたいと考えている状況でございます。以上

でございます。

○14 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 予約バスの関係については、10 月から公共交通が途絶えるということの状況の中で、早期な対策をしなければならないということで、大変な苦勞をしながら間に合わせようというか、空白を生まないというかたちで、八雲町も公共交通を守るという視点で政策をしているわけですから、こういったかたちで補正予算が組まれることはいいことだというふうに思って評価させていただいておりますけれども、それはそれで詳細につきましてもご説明いただきましたからいいです。

商工費の関係なんですけれども、飲食店の事業主に 150 円で 1 個、そして町民には 250 と。せっかく良い事業だと思うんですね、お祭りは中止になるけれども、町民の皆さんにそういった還元をするという発想を含めて、大変喜ばしい事業だと思うんですが、逆に言えばこの量で事業主のほうは 200 個とか、個人は 10 個とか量で限定するという、そういうのは理解できるんですけれども、価格をですね、町民のほうは 250 円で、事業主、料飲店のほうは 150 円という設定をした、その発想がですね、ちょっと理解できないというか、逆に言えば町民からすると、何故個人のほうが高くなるのかという疑問は素直に思うと思うんですね。その辺どういうふうにお考えですか。ということが、まず商工費の関係ですけれども。

あと、評価額のほうなんですけれども、私は美術品だと思っているんですね。それで美術品だとしたら、寄贈を受ける段階で公有財産だと思うんです。公有財産になりますから、寄贈を受けて寄付を受けた段階で公有財産になると。それで公有財産になると当然、財務規則によって、台帳管理しなければならないですから、台帳価格を設定しなければいけないと。そうすると台帳価格を設定するときに評価額をもって台帳価格とすると思うんですね。それなのに、何かなければわからないとかというふうな部分を今、教育長のほうからお話ありましたけれども、公有財産としての管理をするんですよ。

○産業課長（吉田一久君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） まずは、あわびの販売価格の件でございますが、今回、販売するあわびにつきましては、Mサイズということで 60 mm から 64 mm サイズのあわびでございます。これは、あわびの里フェスティバルのイベントのほうでは、1 個 350 円で提供しているものでございまして、町民の皆様の個人の方には 250 円ということでイベント価格からさらに 100 円ほど減額してございます。なお、一方、飲食店につきましては、現在のコロナによりまして、いろいろと深刻な影響も出ているところでございますので、そういった業者さんのご支援も含めまして、さらに 100 円値下げしたということでありますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 先ほどの公有財産管理ということで、金額等も記載されるのではないかと質問でございますけれども、私ども資料館で保管している、または展示している美術品または文化財などの財産については台帳管理はしておりますけれども、金額は管理していないところでございます。以上でございます。

○14 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） まずは、商工費の関係で、事業者の皆さんはコロナで大変ですよと、だから 150 円にしましたよと。町民のほうは 350 円だから 250 円で減額しているからいいんじゃないですか、その説明されると、必ず町民の人は町民個人個人でもコロナ禍の中で、いろいろな苦勞をしているんだよということを絶対に言いますよ。だからこそ、この格差というか、たかだか 100 円の違いですけども、これをなぜ揃えられなかったのかということのほうは逆に言えばクローズアップされて、せっかく広く町民の皆さんにもそういう還元するという本趣が半減とまではいきませんが、良い事業が少し目減りされる印象を受けるので、何とかその辺、工夫することはできないのか、再度伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 千葉議員ですね、あわびの件につきましては、本当に議員おっしゃるとおり、なにか 100 円の差というのは私もちょっと聞かれてそう思いますけれども、ただ、益金というのは来年のあわびフェスティバルに使用するというものでありまして、また町民に協力していただくという意味も含めておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

また熊のですね、棒二の石像のこの置物というんですか、これにつきましては、以前から棒二森屋さんが閉店するときに、八雲町として、是非、譲ってほしいという話をしました。これも 2 年も 3 年も前にそんな話をしていましたけれども、たまたま今回、八雲の縁のある方やいろんな方から、中合さんという株式会社でありますけれども、その社長もなんか良いものだぞという話をしていましたので、これは是非、譲ってほしいということで、教育委員会というか、私が要請をしたということでもあります。さらにですね、こ

の今、丁度、東京や各地でこの木彫り熊八雲町というのが大変メジャーになってきているということもあり、さらにこれから資料館等々を整備するときにはこれは一つの目玉になるんじゃないかという思いで、今回は譲っていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(何かいう声あり)

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時35分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、最後の熊の寄贈の件でいろいろ意見がありますけれども、発言者の千葉議員から、その趣旨の発言を取り消したいという申し出がありますので、本人から直接言葉で取り下げをお願いいたします。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 財務規則の関係及びその適用について、3回目の質問の内容について削除をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 了解いたしました。

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかにございませんか。

○5番（斎藤 實君） 議長、斎藤。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○5番（斎藤 實君） 商工費のあわびの関係でございますけれども、先ほど説明はわかりました。ただ、この時期ですね、やはりいつ頃販売するのかまだ聞いておりませんが、いずれにしても、今、コロナの状況でとにかく人の歩くことを止めているわけですから、外出を止めているわけですから、やはり業者においてもですね、業者の分だけ安くして、たくさん使ってくださいといっても、なかなか現時点、ここ2、3か月は使いきれないと思うんですよ。

ですから、やはり町民の皆さんもですね、コロナで知事が外出は控えてくださいということで、八雲町民、みんなコロナにかかる人が本当に少ないわけですから、ほとんどないといってもいいくらいですからね、そういう人に町長ご褒美として、あわびもしっかりと食べて、心を癒してくださいよと。こういうことも僕は必要だと思うんですよ。ですから、金額は今どうこうでなくてもいいですから、さらに内部で検討してですね、予算の計上はこの予算を変えなくてもよろしいですから、やはり均等になるくらいですね、考え方、さらに内部で検討してもらいたい。そのように思いますので、よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 齋藤議員ですね、大変気持ちはわかります。ただ、この予算以内ということになるとですね、これあわびを例えば同じ金額にするとすると予算がアップしますので、このままじゃ無理ということになります。ただ、これから我々としてもですね、ふるさと納税のPR等々でも使いたいという意向もありますので、値段については、再度持ち帰りますけれども、おおむね今の値段でいかなければならないという結果になるかもしれないけれども、再度検討してみたいと思いますが、先ほど齋藤議員さんから話がありましたけれども、確かにこのあわびは貴重なものでなかなか食べれないということで、このコロナ禍ということで大変喜ぶということでもありますけれども、町民の中にもあわびを食べて嬉しいという方もおりますし、そんなに必要でないという方もいますので、その辺はですね、配慮しながらこれからはコロナ対策はしっかりとやっていくということでご理解いただければと思います。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 議会の中でちょっと違う考え方もあるということでもちょっと発言させてもらいますけれども、あわびを調理し慣れない、または本当に貴重なもので普段から食べない人にとってはですね、業者さんの腕によりをかけた調理したものを食べに行こうかという思いのほうも少なからずあるのかなと思えば、業者さんのほうに一般よりも100円安く提供して美味しく調理して提供してもらおうという考え方が僕は、僕のようにあまりあわびに不慣れた人間にとっては、良い案だと思って聞いていました。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいらないですね。

○9番（三澤公雄君） いいです。

○議長（能登谷正人君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第11、議案第9号 令和3年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算 第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議案第9号、令和3年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算 第1号についてご説明申し上げます。

議案書50ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、399万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,889万円にしようとするものであります。それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。 議案書54ページ、下段でございます。

2款保健給付費 1項療養諸費 2目一般被保険者療養費 399万7千円の追加は、被保険者が遡及適用し八雲町国保へ加入したことにより、遡及適用期間の医療費を償還払いにより支出する必要が生じ、令和3年度一般被保険者療養費の予算額が不足する見込みであることから補正対応しようとするものです。

次に同ページ、上段の歳入であります。3款道支出金 1項道補助金 1目保険給付費等交付金 399万7千円の追加は、歳出の療養費に対応する道からの保険給付費等普通交付金であります。

以上、簡単でありますけれども、議案第9号、令和3年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算 第1号の説明といたします。よろしくご審議願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第12 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第12、議案第10号 令和3年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算 第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第10号、令和3年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算 第1号についてご説明いたします。

議案書56ページをお開き願います。このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、保険事業勘定歳入歳出予算の総額に、それぞれ 187 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 9,274 万 2 千円にしようとするものであり、令和 3 年度の制度改定等に対応するためのシステム改修費の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。議案書 60 ページの下段であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 187 万円の追加は、令和 3 年度の制度改正により、高額介護サービス費及び食費居住費の助成の見直しが 8 月から施行されることに伴い、システムの改修が必要となることから、介護保険システム改修業務委託料を追加して、対応しようとするものであります。

続いて、これに対応する歳入について、ご説明いたします。同じページの上段を、ご覧願います。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 6 目事業費補助金 93 万 5 千円の追加は、介護保険システムの改修に係る国の補助金で、事業費の 2 分の 1 相当額の計上であります。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 5 目その他一般会計繰入金 93 万 5 千円の追加は、介護保険システムの改修に係る、町の負担分について、一般会計から繰り入れしようとするものであります。以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 187 万円の追加であります。

以上で、議案第 10 号、令和 3 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算 第 1 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13、議案第 11 号、令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算 第 1 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院副事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院副事務長。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 議案第 11 号、令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算 第 1 号について、説明いたします。議案書 62 ページをお開き願います。

この度の補正は、相生医師住宅土地及び建物の取得、並びにマイナンバーカードを活用した資格確認システム機器の導入に係る予算を計上しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出であります。収入 第1款病院事業収益 第3項総合病院医業外収益に3千円を追加し、9億445万8千円とし、第4項国保病院医業外収益に2,000円を追加し、1億2,841万円とするものであります。

支出 第1款病院事業費用 第1項総合病院医業費用を3,327万7千円減額し、57億7,908万2千円とし、第2項国保病院医業費用に5万円を追加し、10億1,855万7千円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出であります。予算第4条本文カッコ書き中、総合病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額を3億696万4千円に、過年度分損益勘定留保資金を3億653万3千円に改め、国保病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額を979万円に、過年度分損益勘定留保資金を975万7千円にそれぞれ改めるものであり、資本的収入及び支出の予定額は、収入 第1款資本的収入 第6項総合病院補助金に4億6,880万3千円を追加し、第7項国保病院補助金に168万円を追加するものであります。

支出であります。第1款資本的支出 第1項総合病院建設改良費に5億1,180万4千円を追加し、6億4,956万7千円とし、第2項国保病院建設改良費に168万2千円を追加し、9,419万9千円とするものであります。

議案書63ページをお開き願います。第4条他会計からの補助金であります。予算第9条に定めた一般会計から病院事業会計へ補助を受ける金額のうち、総合病院に係る金額を、7億2,906万3千円に改めるものであります。

第5条重要な資産の取得及び処分であります。取得する資産、総合病院、種類・建物、名称医師住宅一式であります。

本補正予算案に関係する2事業の概要につきまして、説明いたします。

はじめに、資格確認システムの整備であります。当該システムは、国の整備促進方針に基づいて、被保険者の選択に基づいてマイナンバーカードに健康保険証機能が組み込まれた際に、マイナンバーカードを当該システムで認証することで、直近の保険資格情報の確認を行うことができることに加え、将来予定されている各種手続に活用することで、患者、病院側双方の利便向上を目的としたものであります。

財源は、国庫補助金である医療提供体制設備整備交付金を活用することで、整備費用のほぼ100%が充当されるものであります。

次に、相生医師住宅取得の提案に至る経過でございますが、当該住宅は、総合病院中央棟の整備に合わせて平成27年に整備され、株式会社サンピリカとの間で、平成27年11月1日から令和17年10月31日までの20年間にわたり賃貸借契約を締結しております。

令和元年11月分より、病院負担の軽減のため、賃借料を月額15万円圧縮頂いたことに引き続き、軽減策について継続して協議してまいりましたが、この程、総合病院の財産として取得する方向で合意に至ったものであります。

この度の取得によりまして、現在の賃貸借契約を履行した際の支払総額9億6,120万円

に対し、この度の土地及び建物の所得費用並びに維持管理経費を 7 億 8,750 万円と見込んでいることから、差し引き 1 億 7,370 万円の負担軽減となるものであります。

各収入及び支出の詳細につきましては、議案書 64 ページから 67 ページにより説明いたします。議案書 64 ページをご覧ください。補正予算実施計画により、総合病院に係る収益的収入及び支出。支出から説明いたします。

支出 第 1 款病院事業費用 第 1 項総合病院医業費用 3 目経費 3,327 万 7,000 円の減額であります。

光熱水費から手数料までの各節につきましては、医師住宅取得及び資格確認システムの導入に伴う計上であります。主なものといたしましては、医師住宅取得により不要となる賃借料 3,577 万 7 千円の減額計上、医師住宅管理委託料 169 万 9 千円の計上であります。

次に、収入であります。第 1 款病院事業収益 第 3 項総合病院医業外収益 1 目補助金 国庫補助金 3 千円の追加は、支出に計上の資格確認システム導入に伴う電子証明発行手数料に対応するものであります。

議案書 65 ページをお開き願います。資本的収入及び支出、支出から説明いたします。

第 1 款資本的支出 第 1 項総合病院建設改良費 1 目固定資産購入費 5 億 1,180 万 4 千円の追加であります。

備品購入費 180 万 4 千円の追加は、資格確認システム一式の整備費用であります。用地取得費 3,786 万 7 千円の追加は、相生医師住宅土地相生町 111 番地 1 ほか 1 筆、面積合計 3,968.86 m²の取得費用であります。

建物購入費 4 億 7,213 万 3 千円は、相生医師住宅 A 棟ほか 16 棟の建物取得費用であります。建物の内訳は、木造戸建て 3 L D K 4 棟、木造戸建て 2 L D K 4 棟、木造集合住宅 4 戸 2 棟、木造集合住宅 12 戸 1 棟、鉄骨造物置棟 2 棟、鉄骨造車庫棟 2 棟、鉄骨造管理棟 2 棟であります。

次に、収入であります。第 1 款資本的収入 第 6 項総合病院補助金 1 目補助金 4 億 6,880 万 3 千円の追加であります。

国庫補助金 180 万 3 千円の追加は、資格確認システムの整備費用に対応した計上であります。

一般会計補助金 4 億 6,700 万円の追加は、相生医師住宅土地及び建物の取得に対応した一般会計繰入金であります。

議案書 66 ページをご覧ください。国保病院に係る収益的収入及び支出、支出から説明いたします。

第 1 款病院事業費用 第 2 項国保病院医業費用 3 目経費 5 万円の追加は、資格確認システム導入にともなう保守委託料及び電子証明発行手数料であります。

次に収入であります。第 1 款病院事業収益 第 4 項国保病院医業外収益 7 目補助金 国庫補助金 2 千円の追加は、支出に計上の資格確認システム導入に伴う電子証明発行手数料に対応するものであります。

議案書 67 ページをご覧ください。国保病院に係る資本的収入及び支出、支出から説明い

たします。

第1款資本的支出 第2項国保病院建設改良費 2目固定資産購入費備品購入費 168万2千円の計上は、総合病院と同様に資格確認システム一式の整備費用であります。

次に収入であります。第1款資本的収入 第7項国保病院補助金 1目補助金国庫補助金 168万円の追加は、国庫補助金として、資格確認システムの整備費用に対応した計上であります。

以上で、議案第11号、令和3年度八雲町病院事業会計補正予算 第1号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) この度、5億1,000万で相生町の医師住宅を買い取るということを決めたわけですが、町民からですね、向こう20年で契約している場合と、14年も前倒しをして巨額の買い物をするというところに、もし説明を求められた場合にですね、私はあまり上手く説明をする自信がないんですよ。それでその買い取りをする経緯と言いますか、その理由をですね、町民が納得するような説明が必要だと思っておりますので、お答えを願ひいたします。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 佐藤議員ですね、単純であります。これはですね、これから14年、約15年間家賃を払うよりは今買ったほうが先ほど説明したとおり、1億7千数百万、得をするということですので、そのようにしたと。病院経営の圧迫しないようにしたということで説明していただければと思います。それにつきます。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 1億7千万というのが、あまり得をしたという感じが。長い目で見ればですよ。毎年の支出が約5,000万弱ですから、その残りの14年間でそういう額をね、払っていったほうが経費としては良いのではないかという見方もあるんじゃないのかなということで質問させていただきましたけれども、毎月400万くらい払ってきたわけですが、これはらは買い取った場合にはもっと毎月の額がグンと減るというふうに見積もっているのか、お伺いします。

あとですね、病院の資格認証のことですけれども、これはこのシステムの導入によって、やはり個人情報の流出が起こると思うんですね。それで情報漏洩を100%防ぐ完全なシステム構築というのは不可能だと思います。

それで一度漏れた情報は流通売買されて取り返しがつかなくなりますが、個人情報の流出等が起こる可能性はどれくらいあるとお考えですか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 佐藤議員の経済感覚と、私の経済感覚はわかりませんが、確かにですね、八雲町が基金もなくして借入れが多い町というのであればですね、今の4億7千万円を出すのは大変厳しいということでありましてけれども、議員ご存じのとおりですね、八雲町は基金が100億を超えてきたということになると、5億円を貯金しているといってもですね、多分これから15年間で数百万付くか付かないような、そんな金利でありますので、これは今、ふるさと納税等々で財政が豊かになってきたということもありですね、今買うべきだと。さらに先ほど佐藤さんは15年間400万ずつ払っていったほうがいいということでありましてけれども、どうも私は納得がいなくてですね、やはり400万払うと4,800万払うよりは今払ったほうが、私は町の財政、さらに病院の経営的にも安定していくということでは考えましたので、今回は買い取るということでは結論を出しましたのでご理解をいただきたいと思っております。

○総合病院事務長(成田耕治君) 議長、総合病院事務長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院事務長。

○総合病院事務長(成田耕治君) 今、町長のほうからお答えいたしましたけれども、実際、14年間の減額で1億7千万マイナスになりますけれども、20年超えた場合に、さらに契約の更新ということも考えられます。そうすると相当な額がですね、事業者のほうの収益ということで、総合病院にとっては、毎年4,000いくらの収入の減になりますし、さらにそのことによって医師のほうから毎年900万から1,000万の収益があります。その1,000万くらいの収益に対しましてですね、維持費がですね、委託も含めてですね、年間300万円ほどの金額でありますので、実際700万円ほど浮いたかたちで20年間いきますので、4,000万減った中で、さらに医師からの収益ということでプラスアルファの部分もありますし、さらに20年以降の契約の関係もあるということをお含み願いたいと思っております。以上です。

○議長(能登谷正人君) それともう一つあったよね。

○総合病院医事課長(石黒陽子君) 総合病院医事課長。

○議長(能登谷正人君) 医事課長。

○総合病院医事課長(石黒陽子君) 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。資格認証システムに関しましてですが、個人情報の漏洩ということで、確認のほうにされているかと、お話があったと、ご説明があったと思っております。こちらのほうはまだ稼働がしておりませんので、どの程度、漏洩があるかということに関してはお答えしかねるんですが、今後ですね、国保中央会ないし基金等、オンラインで繋がる場所を含めですね、マイナンバーカードを利用しましたオンライン確認システムの開始時期を見合わせていくという傾向になりますので、よろしくお願いたします。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 今のはよく意味がわからなかったんですけども、問題が起きたら開始時期を見合わせるというお答えだったと思いますけれども、その確認と情報流出が起きた場合に対象となった人への通知や被害救済の仕組みなどを想定していくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○総合病院医事課長(石黒陽子君) 総合病院医事課長。

○議長(能登谷正人君) 医事課長。

○総合病院医事課長(石黒陽子君) 開始時期にいたしましては、現在、国の国民健康保険中央会のほうから、稼働時期を定めたときにそちらのほうの指示に従いまして行きたいと思います。また、個人情報の漏洩に関しましても、今後、国民健康保険中央会ないし基金等から随時連絡が入り次第、そちらのほうの指示に従いまして行っていくことの検討をしております。以上です。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 議案第11号、病院事業会計第1号に反対いたします。

マイナンバー制度は、日本に住むすべての国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号を付け、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報を名寄せ参照できるようにし、行政などが活用するものです。かつて総背番号制と呼ばれ導入に対しては根強い反対運動がありました。2016年1月からは、希望者に対し顔写真やICチップが入ったマイナンバーカードが交付されるようになりました。政府が国民一人一人に番号を付け、他分野の個人情報を紐付けすることは、個人のプライバシーが脅かされる危険があります。

本来、個人に関する情報は本人以外にむやみに知られることがないようにすべきものです。プライバシーを守る権利は、憲法が保証する基本的人権です。特に現代の発達した情報化社会では、国家や企業などに無数の情報が集積されており、本人の知らないところでやり取りされた個人情報が本人に不利益な使い方をされる恐れがあります。

このたびは、そのマイナンバーカードが健康保険証としても使えるように法律を変えてまで実施されるものであり、総合病院の総合受付に2台と、精神科外来に1台と、国保病院受付にも1台、国の補助金で機器を設置する補正予算です。情報流出の恐れが増大するシステムの導入であり、そのための補正予算には賛成できません。以上で反対討論を終わります。

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ほかに討論はございませんので、これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。この採決は起立によります。まず本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「賛成者起立」)

○議長(能登谷正人君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お昼になりましたので、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第14 報告第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第14、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○熊石教育事務所長(野口義人君) 議長、熊石教育事務所長。

○議長(能登谷正人君) 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長(野口義人君) 報告第1号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書74ページからになります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

議案書75ページをご覧ください。本件は、令和3年3月22日午後4時20分頃、八雲町熊石雲石町135番地2の八雲町ふれあい交流センターくまいし館駐車場において、町有大型バスが、放課後子ども対策事業に参加した子どもたちの迎えのため、施設正面玄関前に停車しようとした際、ハンドル操作を誤り、施設正面玄関付近に駐車していた、相手方車両の右前方側面部に接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は車両の修理費等25万635円で、損害賠償の相手方につきましては、議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

この事故に伴います過失割合は町側100%で、相手方及び保険会社との協議が成立したことから、速やかに損害賠償を行うため示談日と同日の令和3年5月18日、専決処分したものでございます。

職員が確認不注意による事故を起こし、相手方に多大なご迷惑をおかけした上、町に損害を与えたこと並びに町職員として交通安全については絶えず注意喚起していた中で事故

を起こしたことに對して、心よりおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後、改めて交通安全意識の高揚を図り、安全運転の指導の徹底に努めてまいります。

以上、報告第1号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第15 報告第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第15、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は町営住宅の明渡しに関する訴えの提起についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 報告第2号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書76ページをお開きください。本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

議案書77、78ページをご覧ください。町営住宅の明渡しに関する訴えの提起の内容でございますが、1、当事者、原告となるべき者、八雲町代表者 八雲町長 岩村克詔。被告となるべき者は、議案書に記載のとおりでございます。

2、訴えの要旨につきましては、被告となるべき者は、建物明渡し請求に係る町営住宅に居住しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、

これに応じなかったことから、町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅に係る明渡し請求を行ったが、被告となるべき者は、指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しており、納付意識に欠け、全く誠意が見られないため、建物明渡し等を求める訴えを提起するものでございます。

3、請求の内容でございますが、(1) 被告となるべき者は、町に対し、本件町営住宅を明け渡すこと。(2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納家賃46万7,300円と、令和3年4月30日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1か月4,600円の割合による金員を支払うこと。(3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。

以上の内容の旨の判決を求めるものでございます。

4といたしまして、訴えの提起に至るまでの経過概要でございますが、議案書に記載のとおりでございます。

5、管轄裁判所が、函館地方裁判所。

6、訴訟に関する取り扱いなどでございますが、弁護士法人佐々木総合法律事務所、代表社員、佐々木泉顕氏ほかを代理人として、上記訴えを提起するものです。被告となるべき者から滞納家賃を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は和解するものとする。判決の結果、必要がある場合は上訴する、というものでございます。

以上、報告第2号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。質疑があれば許します。

○6番(大久保建一君) 議長、大久保。

○議長(能登谷正人君) 大久保君。

○6番(大久保建一君) すみません、手続きに関して教えてください。

これ、訴えて裁判所にこの訴えが認められて、そういう判決が出ました。でも、その判決が出て本人が出ていく気がなければ判決は判決で実際に出ていくことには繋がらないと思うんですけども、その判決が出たあとの今後の町の予定される行動というか、どういうふうに考えているのか教えてください。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 明け渡し請求の裁判の結果、退去という判決をいただいた中で、本人が期日までに万が一退去をしなくて居住を続けたということであれば、次の手続きとして強制退去ということになって、弁護士立ち合いのもと強制的にその住居から出ていただくという作業、事務処理となります。

○6番(大久保建一君) 議長、大久保。

○議長(能登谷正人君) 大久保君。

○6番(大久保建一君) ごめんなさい。強制退去って、力づくで出すって感じになるんですか。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 先ほどお話したとおり、弁護士立ち合いの下ですね、例えば明日の午前9時までに、この住居から強制的に退去してほしいということで、その日もし万が一本人が居た場合は、家財道具はあとからということで、本人のですね、一応、住居から出たのを確認とってですね、あと鍵を取り換えたりですね、本人が再び入ることができないようなかたちでですね、強制的に住宅から出ていただくという流れになります。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) ご本人がどういう状況かわからないんですけども、住所がなくなるとですね、そのあとの仕事探しとか、いろんな部分で支障がきたすと思われるので、

そういう場合の救済措置というか、シェルターのとか一時的な住まいだとか、そういう手立てのほうはどうなんでしょうか。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） ご存じのとおり、熊石地域のほうで公営住宅の、民間アパート的なものは存在しないんですけども、一部、空家等々でお貸ししていただく物件は、最低限、戸数はございます。ただ、本人の一応意識としてですね、今まで滞納を繰り返していたということでございますので、町としてもそこまでの範囲の一応支援、対応策は今のところは考えていないという状況でございます。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 僕もこの議案を委員会で聞いたときは、そこまで想像しなかったんですけども、行政がいわゆる縦割りというのであれば、ここは縦割りの良さと言いますか、いわゆる福祉的な業務を担うところで、そういった一時借り住まいの場所だとか、ほかにもいろいろな行政的なアイデアがあるかもしれませんけれども、そういったところに繋ぐ準備をした上で立ち退きを求めるというほうが、スマートではないのかなと思うんですけども、いかがなものでしょう。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 町としましても、今までの考え方であれば長年滞納を繰り返していたということで、そこまでの支援策は正直考えてはいなかったところでございますが、熊石に、先ほどお話ししたとおり、民間のアパート等々は少ない状況であります、何かしらの手立ても今後含めながら考えてはいきたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第16 報告第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第16、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は町営住宅の明渡しに関する訴えの提起についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 報告第3号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書79ページをお開きください。本件につきましても、先程の報告第2号同様に、議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告するものでござい

す。

議案書 80・81 ページをご覧ください。訴えの提起の内容でございますが、1、当事者、原告となるべき者、八雲町代表者 八雲町長 岩村克詔。被告となるべき者は、議案書に記載のとおりでございます。

2、訴えの要旨につきましては、先程の報告第2号同様に、建物明渡し等を求める訴えを提起するものでございます。

3、請求の内容でございますが、(1)及び(3)は、先程の報告第2号同様に、(2)としまして、被告となるべき者は、町に対し、滞納家賃35万4,960円と、令和3年4月30日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1か月17,400円の割合による金員を支払うこと。以上の内容の旨の判決を求めるものでございます。

4、訴えの提起に至るまでの経過概要は、議案書に記載のとおりでございます。

5、管轄裁判所及び、6、訴訟に関する取り扱いなどは、先程の報告第2号と同様の内容でございます。

以上、報告第3号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これを持って、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第17 報告第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第17、報告第4号、令和2年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 報告第4号、令和2年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明申し上げます。

議案書82ページをお願いいたします。本件は繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

83ページをお願いいたします。繰り越した事業は、これまでに議決をいただきました2款総務費 1項総務管理費 高度無線環境整備推進事業 6款農林水産業費 1項農業費 草地畜産基盤整備事業、研修牧場施設整備事業、中山間地域総合整備事業、7款1項商工費 町内循環型商品券発行事業、9款1項消防費 救急隊員感染防止衣整備事業、10款教育費 2項小学校費及び3項中学校費 学校教育活動継続支援事業の8事業で、繰越限度額7億4,072万円の議決に対し、令和3年度へ繰り越した予算額、翌年度繰越額は、同額の7億3,215万3千円で、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で、報告第4号、令和2年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これを持って、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程18 報告第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第18、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○体育課長（三坂亮司君） 議長、体育課長。

○議長（能登谷正人君） 体育課長。

○体育課長（三坂亮司君） 報告第5号、専決処分の報告についてご説明いたします。追加議案書1ページをご覧ください。

本件は、暴風被害による損害賠償額が決定したことについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条2項の規定により報告いたします。

議案書2ページをお開きください。損害賠償の内容は、八雲町大新6番地5の八雲町スポーツ公園において、陸上競技場に自生している防風林が、令和2年11月20日未明の強風により根元から倒れ、隣接する航空自衛隊八雲分屯基地所有の金網柵を破損し、その修理に要した費用です。

破損した金網柵の修理については、冬季間で金網柵基礎の修理が困難なこと、併せて自衛隊が指定する部材の調達に時間を要することから、自衛隊と協議のうえ雪解け後に修理を行うことを確認し、本年5月25日に修理を行い、6月3日に示談が成立したものです。

以上のことから、民法第717条第2項の規定により、その損害を賠償するため、令和3年6月3日付で次のとおり損害賠償の額を決定したものです。

損害賠償の額は、36万9,600円で、損害賠償の相手方は、二海郡八雲町緑町34番地、航空自衛隊八雲分屯基地司令、柿脇一穂です。

このたびは、関係各位に大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

以上、報告第5号、専決処分の報告についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） この件に限らずですね、いわゆる防風林という指定されている材

の中に、結構、トドマツとかがあると思うんですけども、相当、木としての寿命が 50 年、60 年と迎えている木があるのではないかなと、今回の件をもって想像されますので、ものは違いますけれども、橋の寿命なんかを調べている時期、政策でありますけれども、こういった防風林の周辺の危険性も、これを機に調べる必要があるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今回の事案に関してはですね、航空自衛隊の隣接地ということでございますが、皆さんご承知のようにですね、あの周辺は雪捨て場のほうもトドマツが結構生えていまして、倒木の危険性というのがあります。

それで今回のこともありましたので、大新スポーツ公園の周辺のトドマツの調査を実は昨日やりました、詳細はまだまとまっていないので、まとめ次第ですね、伐採する金額ですとか、どこまでやるかもちょっと検討してですね、対応してまいりたいと思います。

あと、三澤議員がおっしゃります、町全体のことかと思いますが、それらもやはり樹齢がかなり経っている木があると思いますので、その辺、林業とちょっと相談しながらですね、対応のほうを考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これを持って本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第 19 発委第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19、発委第 2 号、八雲町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長、議会運営委員会委員長。

○議長（能登谷正人君） 千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 発委第 2 号、八雲町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案説明をいたします。

この度の改正は、全国町村議会議長会が各町村議会の参考として示している、標準町村議会会議規則において、議会への欠席事由の整備や議会への請願手続きについて一部改正が行われたことに伴い、既設規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容については、第 2 条第 1 項で、事故を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、そのほかのやむを得ない事由に改め、同条第 2 項で、出産による欠席について産前・産後の期間を規定するものでございます。

第 87 条第 1 項では、請願者の利便性の向上を図るため、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました、これより質疑に入ります。質疑ございま

せんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第20 発委第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第20、発委第3号 八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長(千葉 隆君) 議長、議会運営委員会委員長。

○議長(能登谷正人君) 千葉君。

○議会運営委員会委員長(千葉 隆君) 発委第3号、八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明いたします。

この度の改正は、先ほど可決されました、八雲町議会会議規則の一部改正に倣い、議会への欠席事由等の整備を行うため、既設条例の一部改正をしようとするものでございます。

改正内容については、第3条第1項で会議規則の改正に倣い、自己都合、疾病、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、そのほかのやむを得ない理由に改め、第5条で出産と感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 1 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21、発議第 1 号、保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 1 号、保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書案について、提案者を代表して提案説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、公衆衛生の最前線で奮闘する保健師を大幅に増員すると同時に、保健所の機能強化を抜本的に改善する必要性を明らかにしました。

保健所の体制は、1990 年以降、行政改革により職員総数が約 3 万 4 千人から約 2 万 8 千人に、なかでも医師数は 4 割以上も減少しています。拍車をかけたのが、94 年、保健所の管轄地域をそれまでより広域の二次医療圏と一致させるとした地域保健法の制定にあります。94 年に 847 あった保健所が、2020 年には 469 と約半数に減っているのです。

人員を削減し機能を弱体化させてきたことが、検査体制の遅れの要因にもなっていると指摘があります。

よって、国においては、現瞬間のコロナ対策、今後の感染症拡大や災害を想定し、備えることができる保健師等の増員・保健所機能の強化をはかるように、これまでの方針を抜本的に転換することを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 2 2 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22、発議第 2 号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 2 号、地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書について、提出者を代表し提案説明いたします。

国は、病床の機能分化と連携を強め、効率的な医療提供体制を構築するとして、地域医療構想を推進し、2015 年から 2025 年の間に高度急性期を 3.8 万床、急性期を 19.5 万床、合計で 23.3 万床もの病床を削減しようとしています。

このコロナ危機の中で、感染が急速に拡大し、自宅待機の患者が死亡、一般患者の手術延期、救急患者の受入抑制、外来診療科の縮小など、深刻な状況が広がっています。

全国 1,600 の病院が加入する全国公私病院連盟の邊見公雄会長は、診療報酬の抑制や自治体病院の統廃合によって医療に不可欠な余裕を奪い、感染症対策の専門家や診療科を減らして、効率至上主義の医療政策を批判し、政策の根本的転換を訴えています。

よって、必死にコロナ危機に立ち向かう自治体及び医療関係者などの声を率直に受け止め、地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制を確立するよう強く求めています。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 2 3 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23、発議第 3 号 2022 年度地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○7番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 発議第3号、2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書案について、代表して提案説明させていただきます。

政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の9項目の実現を求め、意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第24 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第24、発議第4号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本。

○13番（宮本雅晴君） 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書について、提出者を代表して提案説明させていただきます。

現在、教育の現場では、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びの実現を目指す、GIGAスクール構想の一環で、児童・生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められている。

記、1 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修のあ

り方について検討を進めること。

2 システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育 DX に関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。

3 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討をすること。

4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な学ぶスキルを身に付けるうえで、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

議員各位の皆さま、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書案に反対いたします。

デジタルトランスフォーメーションとは、デジタルによる変革を表す言葉であり、デジタル技術によって、人々の生活を変革することを意味しています。教育分野での ICT 活用は否定いたしません、現在政府が進めているデジタルトランスフォーメーションには、慎重に対応する必要があります。

本意見書は多様な学びの実現と、教員の負担軽減などへの期待が高まっていると述べていますが、デジタルトランスフォーメーションによって、逆に教育の画一化、教員の負担増、教員の定数減などが進む危険があります。

それに、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための統一規格について検討を進めることとありますが、個人情報収集して、ビッグデータとして企業に提供する狙いがあり、個人情報保護の観点から大いに疑問であります。

以上の理由からこの意見書案に反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） デジタルトランスフォーメーションの概念とは、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる概念のことを示しております。この概念については、ある程度浸透しておりますし、先ほど反対討論で指摘されているような概念

でないことを付け加えて賛成討論にさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

◎ 日程第 25 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25、発議第 5 号 同性婚の法制化にむけた議論の開始を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 5 号、同性婚の法制化にむけた議論の開始を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

2021 年 3 月札幌地方裁判所において、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを楽しむ法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法 14 条 1 項に違反するとの判決が出されました。

同性カップルを自治体が証明する、パートナーシップ制度を導入する自治体が広がっています。

しかし、同性婚が認められていないために、同性カップルが家族として現に暮らしているにもかかわらず、病院での家族としての面会や手術の際の同意判断が許されないなど、異性カップルよりも不利益が生じています。パートナーシップ制度では解決できない、これらの問題を解決するためには政府が法改正に向けた積極的な役割を発揮することが期待されます。

よって、政府においては、同性婚の法制化にむけた議論の開始を求めてまいります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 26 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26、発議第 6 号 2021 年度最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 6 号、2021 年度最低賃金改正等に関する意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

北海道の最低賃金は 19 年度に改定された 861 円のままであり、経済財政運営と改革の基本方針 2019 で定められた、より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指すという目標と乖離しています。

この間、労働組合などが全国的に行っている、最低生計費の試算結果では全国どこでも時給 1,500 円以上に引き上げることが必要であると指摘されています。

同時に、最低賃金を引き上げるために、中小・零細企業への支援策を強化することが必要であります。

よって、2021 年度の最低賃金の改正にあたって、早期に 1,000 円をめざすために大幅に引き上げること。そのためにも、社会保険料の減免など中小企業への支援を拡充することを求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。
まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「賛成者起立」)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。
よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 27 発議第 7 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 27、発議第 7 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○7 番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(能登谷正人君) 赤井さん。

○7 番(赤井睦美君) 発議第 7 号、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書案について、提案者を代表して説明させていただきます。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう以下の 5 項目を要請いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 8 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 28、発議第 8 号 国民健康保険税(料)のさらなる負

担軽減を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第8号、国民健康保険税（料）のさらなる負担軽減を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

国民健康保険は、加入者の4割が年金生活者、3割が非正規労働者であり、所得の低い人が多く加入する医療保険です。

構造的な矛盾は深刻であり、もともと高い国保税ですが、とくに均等割は、所得がゼロの世帯にも、重くのしかかり、産まれたばかりの赤ちゃんにも保険税（料）が発生し、子どもが多い家庭ほど国保税（料）が高くなります。

ようやく、国が動きだしました。2022年度から、未就学児の国保税の均等割額の5割を公費で軽減します。7割、5割、2割の軽減措置がされている世帯には、そこからさらに上乘せされます。国民健康保険に新たな公費を投入することは、一步前進ととらえています。

よって、国においては、さらなる負担軽減をはかるために、18歳までの均等割保険税の軽減措置を取ること、あわせて、国保の構造問題を根本的に解決するため1兆円の公費投入に踏み出すことを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第29 発議第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第29、発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○6番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保健一君） 発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について説明いたします。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力のある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第30、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の、申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和3年第2回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1時53分]